

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 29 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	49

議案第 29 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 19 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

第 15 条の 3 第 1 号中オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額

カ 法第 81 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額

第 15 条の 3 第 2 号エ中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改め、同号キ中「その他」を「法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金及びその他の」に改める。

第 19 条の 5 中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同項第 2 号中「245,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 3 号中「450,000 円」を「470,000 円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

附則第 7 項を次のように改める。

7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 15 条の 3、第 19 条の 5 並びに第 22 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。